

## 公益財団法人恵那市体育連盟 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人恵那市体育連盟（以下「法人」という。）の役員（恵那市特別職及び一般職の職員から選任された役員は除く。）に支給する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 前条の役員とは、公益財団法人恵那市体育連盟定款第22条第1項に定める理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員はすべて無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、定款第28条の定めにより、常勤の役員には労務に対する報酬を支払うことができる。なおその額は、評議員会で定める。

3 事務職員が専務理事を兼務する場合は、事務職員としての給料等の他はいかなる報酬も支払わない。

4 報酬とは、この法人から役員に支払われる労務に対する給料手当及び賞与をいう。

(費用弁償)

第4条 この法人の役員及び評議員がこの法人の業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

2 交通費は、実費を支給し、出張後に清算する。

3 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(日当)

第6条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道200キロメートル未満、水路100キロメートル未満又は陸路50キロメートル未満の旅行並びに岐阜県内の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り別表第1の区分により支給する。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

4 公用車及びこれに準ずる自動車を使用する旅行の場合における日当は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の規定による。

(1) 宿泊を要する旅行 別表第1の各区分による額の2分の1の額

(2) 前号以外の旅行 支給しない

## 4 報酬及び費用弁償規程2

(旅費の支給方法)

第7条 第5条の旅費は、出張の都度、現金により支給する。

### 附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 別表第1

区分	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
	東京都の特別区若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に旅行した場合	左記以外の場合	
	円	円	円
会長、副会長	3,000	2,400	13,100
その他の役員、評議員	2,600	2,000	10,900

## 公益財団法人恵那市体育連盟 常勤役員の報酬支払い基準

### (目的)

第1条 この基準は、定款第28条の規定により、この法人の常勤役員に対する報酬及び費用弁償の支払い基準を定めるものとする。

### (常勤役員の定義及び支払い基準)

第2条 前条の常勤役員とは、定款第22条第2項に定める業務執行理事で、公益財団法人恵那市体育連盟職員の給料等に関する規程に定める嘱託職員として雇用される者とする。

2 事務局員を兼ねる常勤役員には、事務職員としての給料等の他はいかなる報酬も支払わない。

### (報酬の額)

第3条 常勤役員に対する報酬は、月額賃金とし、その月額は20万円を超えない予算の範囲とする。

### 附則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。